

西東京市第2次産業振興マスタープラン策定委員会設置要綱

第1 設置

令和5年度に終了する西東京市産業振興マスタープラン後期計画及び令和6年度を開始年度として策定する西東京市第3次総合計画に基づき、西東京市第2次産業振興マスタープランを策定するため、必要な事項を調査及び検討する西東京市第2次産業振興マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

委員会は、次の事項について調査及び検討をし、その結果を市長に報告する。

- (1) 西東京市第2次産業振興マスタープランの策定に関すること。
- (2) 西東京市内の農業及び商工業の振興に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

第3 組織

委員会は、次に掲げる委員10人以内で構成する。

- (1) 一般公募による市民 2人以内
- (2) 学識経験者 3人以内
- (3) 西東京市内の農業関係者 2人以内
- (4) 西東京市内の商工業関係者 3人以内

第4 任期

委員の任期は、第2に規定する所掌事項が終了するまでとする。

第5 会長及び副会長

委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 委員会

委員会は、会長が招集し、会長が委員会の議長を務める。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7 公開

委員会は、原則公開で行うものとする。ただし、委員会の出席委員の過半数をもって決したときは、非公開とすることができる。

第8 謝金

委員が委員会に出席したときは、予算の範囲内において定める額を謝金として支給する。

第9 庶務

委員会の庶務は、生活文化スポーツ部産業振興課において処理する。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。